**令和５年度稲敷市障害者優先調達推進方針**

　１　趣旨

　　　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条第１項に基づき，令和５年度の本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

　２　用語の定義

　　　この方針において使用する用語は，法で使用する用語の例による。

　３　適用範囲と調達対象

　　　この方針の適用範囲は，市の全ての機関が発注する物品又は役務の調達とし，調達対象は法第２条第４項に規定する障害者就労施設等とする。

　４　調達すべき物品等の種類（対象品目）

　　　障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮するとともに，今までの調達実績を踏まえ，以下のものを基本とする。

　　　物品　：　農作物

　　　役務　：　花壇植栽、除草作業

　５　調達の目標

　　　令和５年度の目標は，以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 種　類 | 内　容 | 調達目標額 |
| 物品 | 農作物 | 花苗 | ９０千円 |
| 役務 | 花壇植栽・除草作業 | 大利根東公園内の花壇施肥、植栽、除草 | １，６０７千円 |

　６　調達推進の方法

　　　市内の全体で効果的に推進するため，「ホームページ等の活用による障害者就労施設等への情報提供」及び「共同受注窓口を含めた障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報収集」に努め，受注の機会の増大を図る。

　　　また，円滑に優先調達ができるように必要に応じて連絡調整を行う。

　７　調達推進方針及び調達実績の公表

　　　この方針や調達実績については，ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）に速やかに公表する。

　８　その他

　　　優先調達に合わせて，公的契約における障害者の就業を促進するための措置等を講ずるように努める。

　　　特に随意契約においては，「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。）第４３条第１項の規定の法定雇用障害者数以上の障害者雇用をしている」又は「障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している」事業主を優先的に契約相手にするよう努める。